

【要約版】

平成27年度第2回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

日 時 平成27年11月26日（木）

13:30～15:30

場 所 ルポールみずほ 2階 「ふじ」

1 議 題

(1) 報告事項

1) 事業の実施状況等について

ア 日本型直接支払交付金

(ア) 多面的機能支払交付金

(イ) 中山間地域等直接支払交付金

(ウ) 環境保全型農業直接支払交付金

イ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業

(ア) 中山間地域土地改良施設等保全基金について

(イ) 事業の実施状況等について

●以上について、事務局が配付資料により説明

【質疑応答】

A委員：対象面積に占める取組の面積の割合はどのくらいか。

事務局：多面的機能支払については、県の耕地面積が約15万ヘクタールに対し、カバー率が、26年度実績で約60パーセント。今年度の見込は、63パーセントの見込。

中山間地域等直接支払については、分母の面積は多面的と同じで、県の耕地面積に対するカバー率は約7%。また、制度上の交付面積の分母があり、各市町村が定める交付対象範囲と決めており、全県で約1万2000ヘクタールある。このうち、26年度は約90パーセントが実施されている。

B委員：今回の偽装肥料問題で、環境保全型農業直接支払交付金は影響をうけるのか。

事務局：このたびの偽装肥料問題は、単純に交付金だけにとどまらず有機JASや特別栽培農産物認証制度にも影響を及ぼすため、秋田県農業全体のイメージダウンにつながりかねないし、また、それ以上に生産者の方々の努力を踏みにじられたというのが正直な気持ちである。

環境保全型農業直接支払交付金は県内17市町村の32団体で取組を行っているが、そのうち太平物産の肥料を使ったところが、7団体ある。今後生産者が市町村へ実績を報告し、それに基づいて、市町村が交付要件に該当するものと該当しないものに仕分けすることになっている。

先日の県議会にも報告しているが、今年度の交付予定額は全体で、約9,500万円となっており、仮に太平物産の肥料を使ったところが全てだめとなると、そのうちの22%にあたる2,100万円が交付されない事になる。これに関しては、全農へ補償請求することになる。

B委員：影響が大きいので、非常に残念な事態だ。

額も額だけれども、有機米として認定されるまでは3年くらい必要だったのでは。

事務局：今回の件は、生産者の方々の責任は全く無いことから、有機JAS農産物に関しては、国で特例措置を適用する方針である。偽装肥料を使用していたとしても有機として栽培していた事実は変わらないので、偽装肥料を使用した最後の日から1年を経過した後に収穫したものは、有機農産物として取り扱うという判断である。秋田県はほとんどお米が対象となっていることから、その点については救済される見込みである。

A委員：1年後の農産物であれば有機農産物として認めるというのは、どこが言っているのか。

事務局：農林水産省が公表している。

C委員：多面的機能支払制度の分母に対するカバー率が、63パーセントとなっているが、市町村で取組に格差はあるのか。

事務局：カバー率が、市町村によって非常に格差があり、2割代のところもあれば、8割台のところもある。特に県北側の災害等の関係で、取組がなかなか進まないところもあった。そこについては、今年度集中的に取組を推進し、カバー率が上がってきている。多面的機能については、農家の所得の下支えにもなることから、積極的に推進している。

C委員：リカバーできていないところへの、積極的なアプローチについては。

A委員：中山間地域等直接支払で、約450ヘクタールが高齢化でできないという状況。
この制度だけで、何とかなるわけではないと思っている。実態は全国的に減少傾向である。もう限界だという組織がある一方で、この制度がないと、うまくやっ
ていけない組織もある。おそらく、次の見直しの時には、全国的に減少傾向が続
くものと考えている。

(2) 審議事項

1) 「守りたい秋田の里地里山50」推薦地区の認定について

【質疑応答】

A委員：里山は評価にどう反映したのか。里山の管理状況まで考慮するのか。

事務局：周辺との景観でのマッチングとして配慮している。

B委員：応募状況をみると、市町村によって認定制度への温度差が感じられる。応募して
いない他町村でも棚田の稲作文化に育まれた伝統芸能の維持に努めている地域も
あり、そうした所は積極的に応募するよう県も働き掛けていくべきだ。

事務局：募集は市町村を通じて行っているが、市町村が推薦しようとしたものの、休耕し
ている農地が多いため、地元で手を挙げなかった地区もある。また、景観と地域
住民活動にPRポイントを加えて募集したが、地域住民活動を積極的に行っていな
いことから、今回手を挙げてあげていない地区も見られる。認定地区が50にな
るよう来年以降更に声かけをしていきたい。

A委員：選定基準としては地域住民活動を項目に入れることは厳しいのでは。誰が守りた
いのか。(県民が)「守っていかなければならない地区」を一般県民から写メール
等で応募して、その場所をもっとしっかりとサポートしていくべきでは。今後の
サポートについて、内容を地元から提案してもらおう等ニーズを汲み上げては。

B委員：認定された地区でカレンダーをつくるかプロモーションに力を入れるべき。

D委員：認定地区を含めた周辺一帯のマップ作成により、行く途中にも人が立ち寄れる工
夫も必要では。

A委員：企業がCSR等で地域に参加できる取組について環境整備できるサポートも有効では。

C委員：認定後のサポート等について、県のホームページでもPRするとしているが、誰に対してPRしようとしているのか。県のホームページで露出することによる効果はどの程度か。その部分は外部委託して切り離してPRを広範囲にしていくという考えはあるのか。

事務局：一般県民に対し周知したいと考えている。また、募集方法やサポートのあり方は、今後も見直しを含めて検討していきたい。

委員長：推薦のあったすべての地区について認定する。

(3) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業 平成28年度実施計画（案）について

【質疑応答】

B委員：PRについて、移住者の若い人を取り込むなど、外部の目を活かさなければいけないのでは。県外の方々や若い方向けに、ツイッターやフェイスブックなどの利用も有効ではと思っている。

E委員：グリーン・ツーリズムの所管が農林水産部に戻り、大変期待している。インバウンドの内容を説明してほしい。

事務局：インバウンド対応について、最近県内でも増加する外国人旅行者を都市農村交流の一部として受け入れる体制を整えるため、農家民宿などをフィールドに外国人留学生による宿泊レポートをとりまとめ、改善点等の情報共有を行う予定である。